

平成 19 年 5 月 24 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ケーユー
代 表 者 の
役 職 氏 名 取 締 役 社 長 井 上 恵 博
(コード番号 9856 東証第二部)
問 合 せ 先 経 営 企 画 室 長 堀 内 伸 泰
T E L 042-796-6111

株式報酬型ストックオプションに関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社およびグループ会社の取締役ならびに執行役員に対するストックオプションとして新株予約権を発行することについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社の取締役につきましては、平成 19 年 6 月 27 日開催予定の当社定時株主総会において承認可決されることを条件とし、子会社の取締役ならびに執行役員につきましては、取締役に対する新株予約権の発行が、上記株主総会で承認可決されることを条件といたします。

記

1. ストックオプションとして新株予約権を発行する理由

取締役ならびに執行役員の報酬等と当社の業績、株式価値との連動性をより一層強固なものとし、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的に継続した業績向上と企業価値増大への意欲や士気を高めることを目的として、株式報酬型ストックオプションを導入するものです。

2. 当社の取締役に対する新株予約権の概要

当社の取締役の報酬額は、平成 18 年 6 月 28 日開催の第 34 期定時株主総会において、年額 2 億 76 百万円以内（使用人兼務取締役の使用人部分は含みません。）とご承認を頂いておりますが、その別枠にてストックオプションとして割当てする新株予約権に関する報酬等の額として、取締役について年額 60 百万円以内とするものです。

(1) 新株予約権の総数ならびに目的である株式の種類および数

新株予約権の総数

700 個を各事業年度に発行する新株予約権の数の上限とする。

新株予約権の目的である株式の種類および数

普通株式 70,000 株を各事業年度に発行する新株予約権（本決議に基づくものに限る）

を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。

各新株予約権の目的である株式の数（以下、「目的株式数」という）

新株予約権 1 個あたり 100 株とする。

なお、当社が、当社普通株式につき、株式分割（当社株式の無償割当てを含む）または株式併合等を行うことにより、目的株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

（ 2 ）新株予約権の発行価額

無償とする。

（ 3 ）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 円に目的株式数を乗じた金額とする。

（ 4 ）新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の募集事項を決議する新株予約権の割当日の翌日より 3 0 年間とする。

（ 5 ）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

3．当社の取締役を兼任しない執行役員および当社子会社の取締役および執行役員に対して発行する新株予約権の概要

（ 1 ）株予約権の総数ならびに目的である株式の種類および数

新株予約権の総数

200 個を各事業年度に発行する新株予約権の数の上限とする。

新株予約権の目的である株式の種類および数

普通株式 20,000 株を各事業年度に発行する新株予約権（本決議に基づくものに限る）を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。

目的株式数

新株予約権 1 個あたり 100 株とする。

なお、当社が、当社普通株式につき、株式分割（当社株式の無償割当てを含む）または株式併合等を行うことにより、目的株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

（ 2 ）新株予約権の発行価額

無償とする。

（ 3 ）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 円に目的株式数を乗じた金額とする。

（ 4 ）新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の募集事項を決議する新株予約権の割当日の翌日より 3 0 年間とする。

（ 5 ）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

4. その他の新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役または執行役員の地位を喪失した日または当社子会社の取締役または執行役員の地位を喪失した日（子会社の取締役または執行役員を兼務している場合は、そのいずれの地位も喪失した日。執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職のいずれか遅い日とする。）のそれぞれの翌日から原則として 10 日間内に一括して行使する方法によってのみ、新株予約権を行使できるものとする。また、死亡による退任の場合は、相続人が行使することができる。その他の条件は、当社取締役会において決定する。

以上